



パートナーシップに新しいプロジェクトや活動を追加する手続き

1. パートナーシップの目標に寄与する2つ以上のパートナーが関与したプロジェクトや活動は、パートナーシップに含めるに値する。プロジェクトや活動を提案するパートナーは、そのプロジェクトや活動がどのようにパートナーシップの目標の促進につながり、そのプロジェクトや活動を創出・強化するうえで、パートナーシップがどのように触媒としての役割を果たせるのかを示すべきである。パートナーシップに含めることによって、パートナーシップのプロフィールを高め、資金調達を活用し、パートナーシップの目標に向けて他のパートナーとの戦略的な協力の促進を助けるのである。
2. パートナーが新しいプロジェクトや活動をパートナーシップに追加することを望み、そのプロジェクトや活動が既存のタスクフォースの範囲内に入る場合には、事務局が提供する標準用紙を使って、プロジェクトや活動の説明を当該タスクフォースの議長、副議長と事務局に提出する。この用紙は、そのプロジェクトや活動の詳細ならびに他のパートナーやその産業と他の組織が参加する機会について説明する。
3. タスクフォースは、その担当範囲内で提案された全プロジェクトや活動を考慮する。タスクフォースは、改善提案を行うことができる。どのパートナーも4週間以内に提案中のプロジェクトや活動について質問を提起せず、また追加情報も要請せず、2つ以上のパートナーが提案中のプロジェクトや活動に賛成する場合には、それは承認のためPICのメンバーに送付される。
4. もし4週間以内に参加パートナーが電子メールによる承認を書面によって事務局にプロジェクトや活動に賛成し、PICの他の委員が問題提起や異議申し立てをしない場合には、提案中のプロジェクトや活動は支持されたと見なされ、事務局はそれを“プロジェクト名簿”のウェブサイトを含める。
5. 提案中のプロジェクトや活動が既存のタスクフォースの担当範囲内に入らない場合には、事務局はその提案の支持をとりつけるためにPICメンバーに直接送付する。2つ以上のパートナーが提案中のプロジェクトや活動に賛成し、どのPICメンバーも6週間以内に疑問や異議を申し立てない場合には、提案中のプロジェクトや活動は支持されたものと見なされ、事務局はそれをウェブサイトの“プロジェクト名簿”に含める。
6. 新しいプロジェクトや活動を提案するに際して、パートナーは、パートナーシップの報告メカニズムと合致する形で、その実施に関する報告手段を確認すべきである。プ

この文書は、パートナーシップ憲章、作業計画、コミュニケ（2006年1月）、タスクフォース・ガイドライン（2006年4月）及びタスクフォースへの追加指針（2007年4月）と併読すべきである。

2008年10月30日

プロジェクトや活動が既存のタスクフォースの範囲内に入る場合、パートナーは当該タスクフォースを報告、監視、評価のために使用することができる。当該するタスクフォースが存在しない場合には、監視及び報告はプロジェクトや活動に参与しているパートナーの責任で、直接PICに対して行われる。

この文書は、パートナーシップ憲章、作業計画、コミュニケ（2006年1月）、タスクフォース・ガイドライン（2006年4月）及びタスクフォースへの追加指針（2007年4月）と併読されるべきである。

2008年10月30日